

外国人材が安心して働ける環境整備事業補助金

和歌山県の外国人材が「共に働く仲間として活躍できる」環境の形成を図るため、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組等に要する経費を補助します。




- ◆ **補助対象者** 和歌山県内の事業所において、以下のいずれかに該当する者
 - ・ 申請日時点で外国人材を雇用している
 - ・ 令和8年度中に新たに外国人材を雇用する

詳細は、申請要領やQ&Aをご確認ください

◆ **申請期間** 2026年 **4月8日** (水)

～ 2026年 **6月15日** (月)

◆ 補助対象事業など

取組	補助対象経費	補助率	補助限度額
 就業環境整備	①外国人材用の 母国語作業マニュアル や 就業規則等の作成 に要する費用（翻訳ツールによる翻訳を除く。）	1/3	30万円 ※一事業者当たり年度限度額
	② 翻訳機器 又は 設備 の導入に要する費用		
	③外国人材の スキルアップ支援 （スキルアップのための研修など）に要する費用		
 生活環境整備	④外国人材用の 家具、家電購入 に要する費用 (注)		
	⑤外国人材用の 自転車購入 に要する費用 (注)		
	⑥外国人材のための 不動産改修 又は 改装 に要する費用（申請者が所有する不動産に限る。） (注)		
	⑦ 日本語習得 や 多文化共生のための研修会 参加又は開催に要する費用		
	⑧ 日本語学習教材 購入に要する費用		
 ⑩その他本事業の趣旨に即した取組	⑨外国人材を受入れている他事業者や地域と外国人材との 交流会等への参加 又は 開催 に要する費用		

注：過去に補助対象経費④外国人材用の家具、家電購入に要する費用又は⑤外国人材用の自転車購入に要する費用又は⑥外国人材のための不動産改修・改装に要する費用で補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた経費区分と同一の区分で申請を行うことはできません。

◀詳細はこちら▶

【お問合せ先】 和歌山県 労働政策課

☎073-441-2805 ✉e0606003@pref.wakayama.lg.jp

